

一 労働発生、場所 府下豊戸町四丁目一八九番地左記工場
二 事業主側

名 称 合資会社鶴岡硝子工場
代表者 鶴岡時二

資本金 五千円

事業 硝子瓶製造

企業系統 ナシ

従業員数 男二二名（内籍人七一） 女十二

三 労働者側

労働参加人員 男二十二名

支 援 裏面ヨリ日本化学労働組合ヨリ支持ス

四 労働発生、時 昭和六年二月二十五日

五 労働発生、原因

事業不振ニ因リ客年七月及十二月ノ二回ニ賃金一割乃至一割

五 介値下ニタルカ従業員ハ外部、宣傳ニヨリ以記要求書ヲ呈
出セルニ因ル

六 要求事項並ニ其交渉状況

叙上ノ如ク事業不振ニヨリ賃下実行後尚苦境ニ在ルヲ以テ賃
金ノ支払意、如クナラス其都度労賃懸減ニヨリ内拂ヲ為シ未
リシカ現在未払賃金約五百円トナレルカ日本化学ノ煽動ニヨ
リ別記ノ如キ要求書ヲ作製シ二月二十五日工場主ニ提出スル
ト共ニ罷業セリ

七 要求書ヲ接受セル工場主ハ翌日要求事項中第十項ニ対シ即
將一割値上ケヲ言明シ其他ノ事項ハ漸次改善スル旨ヲ述ヘ諒
解ヲ求ムル所アリタルニ依テ罷業中ナリ

七 罷業者側ノ動靜

(A) 従業員中七名ハ籍人ニシテ労働ノ希望ヲ有セサルモノ、如
ク其他ノ従業員ニ外部（日本化学）ノ煽動ニ引摺ラレ居ル状